

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【会社名】	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
【英訳名】	Harmonic Drive Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長 井 啓
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ（以下当社と云う）の代表取締役社長 長井 啓は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告の信頼性に関して合理的な保証が得られるように内部統制を構築しました。

なお、いかなる内部統制にも固有の限界があるために、どのように構築しようとも、誤謬もしくは不正を原因とする虚偽が起り得ること、更に社内外の状況の変化により構築した内部統制が十分に機能しなくなる可能性もあり得ることを当社経営陣は認識しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（１）評価の基準日

内部統制の評価の基準日は、当社事業年度の末日である平成25年3月31日です。

（２）評価の基準

一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し評価しました。

（３）評価の手続き

連結財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

（４）評価の範囲

全社的な内部統制の有効性の評価に関しましては、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社以外に以下に示す当社の連結子会社及び持分法適用会社を評価範囲としました。

- a．株式会社ハーモニック・エイディ（連結子会社）
- b．株式会社ハーモニック プレシジョン（連結子会社）
- c．エイチ・ディ・システムズ・インコーポレイテッド（連結子会社）
- d．ハーモニック・ドライブ・エルエルシー（連結子会社）
- e．ハーモニック・ドライブ・アーゲー（持分法適用会社）

なお、上述以外の連結子会社である株式会社エッチ・ディ・ロジスティクス、株式会社ウィンベル、哈默纳科(上海)商贸有限公司及び三益ADM株式会社並びに持分法適用会社である青梅铸造株式会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価に関しましては、連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の2 / 3以上を占める当社のみを評価範囲としました。当社の業務プロセスの評価にあたりましては、当社事業目的に大きく係る勘定科目であります現金及び預金、売掛金、受取手形、棚卸資産、有形及び無形固定資産、投資有価証券、関係会社株式、買掛金、支払手形、長期借入金、純資産に至る主要業務プロセス、及び長期前払年金費用等の予測・評価をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。